

慶應義塾大学（大学院法務研究科）及び信州大学（経法学部）の
法曹養成連携協定の変更協定

慶應義塾大学（大学院法務研究科）（以下「甲」という。）と信州大学（経法学部）（以下「乙」という。）は、令和2年3月26日付元文科高第1293号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 1 令和6年4月1日より、連携法曹基礎課程（認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。以下同じ。）の開設科目「現代法務」の名称を「現代法務Ⅰ」へ、開設科目「行政実務」の名称を「現代法務Ⅱ」へ、開設科目「発展演習A」の名称を「発展演習*」（4単位）へ、開設科目「発展演習B」の名称を「発展演習*」（2単位）へ変更する。
- 2 令和6年4月1日より、連携法曹基礎課程の開設科目を次のとおり追加する。
 - （1）法曹への道Ⅰ
 - （2）法曹への道Ⅱ

（効力の発生）

第2条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

2024年 2月 21日

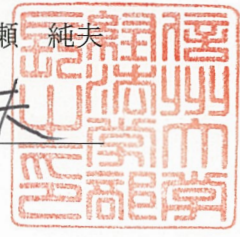
甲 慶應義塾大学学長代理人
慶應義塾大学大学院法務研究科

委員長 高田 晴仁

高田 晴仁 

乙 信州大学学長代理人
信州大学経法学部

学部長 廣瀬 純夫

広瀬 純夫 

慶應義塾大学（大学院法務研究科）および信州大学（経法学部）の

法曹養成連携協定

慶應義塾大学（以下、「甲」という。）と信州大学（以下、「乙」という。）は、次のとおり法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下、「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、法第6条第1項の規定に基づき、甲における教育との円滑な接続を図るための課程を乙に置くにあたり、当該課程における教育の実施および甲における教育との円滑な接続を図るために必要な事項について定めることを目的とする。

（本協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院および連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 慶應義塾大学大学院法務研究科学則第3条に規定する甲の法務研究科法曹養成専攻
- 二 連携法曹基礎課程 経法学部における法曹養成プログラムに関する内規に規定する乙の経法学部総合法律学科の法曹養成プログラム（以下、「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別表1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別表2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

- 2 乙は本法曹コースの学生が、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 本法曹コースの各学生を担当する指導教員が、年1回以上の面談を行ったうえで、

当該学生の修学状況を把握するとともに、乙の経法学部長は、その面談結果に基づき、必要に応じて学修指導体制の見直しを行う。

- 二 本法曹コースの学生からの修学上の相談に応じる「法曹コース相談員」として、実務経験のある教員または法務博士（専門職）の学位を有する教員を2名以上配置する。

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を必要に応じて提供すること
 - 二 乙の求めに応じ、本法曹コース受講学生に対して進学説明会等の実施にあたり、連携法科大学院の教員を派遣すること
 - 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲および乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究および協議を行うため、連絡協議会を設置するものとする。
- 3 甲および乙は、協議により、前項の連絡協議会の運営に関する事項を定める。

（入学者選抜の方法）

第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

- 一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別表3のとおりとする。

（本協定の有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、2020年4月1日から5年間とする。ただし、有効期間満了の1年前の日までに、甲または乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

（本協定に違反した場合の措置）

第9条 甲または乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当な期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲または乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお当該事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りでない。

(本協定の終了)

第10条 本協定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号が定める時点において現に本法曹コースに在籍し、または在籍する予定である学生が本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

- 一 甲または乙が本協定の更新を拒絶した場合 当該拒絶の時
- 二 甲および乙が本協定の廃止に合意した場合 当該合意の時
- 三 甲または乙が本協定の廃止を通告した場合 当該通告の時

(本協定に定めのない事項)

第11条 甲および乙は、本協定に定めのない事項であって協定の目的の実施にあたり調整が必要なものおよび本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連絡協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれが署名押印のうえ、各1通を保有する。

2024年 2月 21日

甲 慶應義塾大学学長代理人
慶應義塾大学大学院法務研究科
委員長 高田 晴仁

乙 信州大学学長代理人
信州大学経法学部
学部長 廣瀬 純夫

<別紙 1>

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。

(乙の法曹コース「法曹養成プログラム」のカリキュラムポリシー)

学生は、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の六法に行政法を加えた基本科目を履修することにより、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を習得し、演習科目の履修を通じて総合的な問題解決能力を養う。さらに、実務における問題意識やその解決方法を学び、身に付けた理論や分析手法の知識を現場で活用し実践する能力を養成するため、アクティブ・ラーニング手法を多用した法務実習科目を複数履修する。

2. 乙の法曹コースの教育課程

(2023 年度カリキュラム) ※1

学年	学期	必修科目		選択必修科目 ※2		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期						
	後期	民法総則・物権法	4				
		刑法Ⅰ	4				
2年	通年	基礎演習	4				
	前期	憲法	4				
		契約法Ⅰ	4				
		刑法Ⅱ	2				
		民事訴訟法Ⅰ	2				
		刑事訴訟法	4				
	後期	統治機構論	2				
		契約法Ⅱ	2				
		不法行為法	2				
		行政法	4				
		民事訴訟法Ⅱ	2				
		民事執行・保全法	2				
		現代法務Ⅰ ※4	2				
		現代法務Ⅱ ※4	2				
3年	通年	契約法務実習	2	発展演習*	4		
		捜査法務実習	2				
	前期	会社法Ⅰ	4	発展演習*	2		
		親族・相続法	2	法曹への道Ⅰ	2		
		行政救済法	2				
	後期	担保法	2	発展演習*	2		
		会社法Ⅱ	2	法曹への道Ⅱ	2		
		企業取引法	2				
		裁判法務実習	2				
	合計		66		12		※3

※1 「2023 年度カリキュラム」は、令和 5 年度（2023 年度）以降の入学者に適用される。令和 2 年度から令和 4 年度の入学者については、「2020 年度カリキュラム」が適用され、平成 31 年度（2019 年度）の入学者については、「2016 年度カリキュラム」が適用され、「新旧カリキュラム対照表」のとおり科目の読み替えを行う。

※2 選択必修科目から 4 単位以上の履修が必要。

※3 全体として 70 単位以上の履修が必要。

※4 現代法務Ⅰ・Ⅱは、隔年開講。

(2020 年度カリキュラム) ※1

学年	学期	必修科目		選択必修科目 ※2		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期						
	後期	民法総則・物権法	4				
		刑法Ⅰ	4				
2年	通年	基礎演習	4				
	前期	憲法	4				
		契約法Ⅰ	4				
		刑法Ⅱ	2				
		民事訴訟法Ⅰ	2				
		刑事訴訟法	4				
		行政実務	2				
	後期	統治機構論	2				
		契約法Ⅱ	2				
		不法行為法	2				
		行政法	4				
		民事訴訟法Ⅱ	2				
		民事執行・保全法	2				
		現代法務	2				
3年	通年	契約法務実習	2	発展演習 A	4		
		捜査法務実習	2				
	前期	会社法Ⅰ	4	発展演習 B	2		
		親族・相続法	2				
		行政救済法	2				
	後期	担保法	2	発展演習 B	2		
		会社法Ⅱ	2				
		企業取引法	2				
		裁判法務実習	2				
	合計		66		8		※3

※1 「2020 年度カリキュラム」は、令和 2 年度から令和 4 年度の入学者に適用される。

※2 選択必修科目から 4 単位以上の履修が必要。

※3 全体として 70 単位以上の履修が必要。

(2016 年度カリキュラム) ※1

学年	学期	必修科目		選択必修科目 ※2		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期	民法総則	2				
	後期	物権法	2				
		刑法Ⅰ	4				
2年	通年	基礎演習Ⅰ	4				
	前期	憲法	4				
		統治機構論	2				
		契約法Ⅰ	2				
		契約法Ⅱ	2				
		契約法Ⅲ	2				
		刑法Ⅱ	2				
		会社法Ⅰ	4				
		民事訴訟法	2				
		刑事訴訟法	4				
		行政実務	2				
	後期	不法行為法	2				
		行政法	4				
		民事執行・保全法	2				
		現代法務	2				
3年	通年	契約法務実習	2	基礎演習Ⅱ	4		
		捜査法務実習	2				
	前期	親族・相続法	2	民事訴訟法演習	2		
		行政救済法	2	刑事訴訟法演習Ⅰ	2		
				労働法演習	2		
				環境法演習Ⅰ	2		
	後期	担保法	2	行政法演習	2		
		会社法Ⅱ	2	倒産法演習	2		
		企業取引法	2	環境法演習Ⅱ	2		
		裁判法務実習	2	租税法演習	2		
			社会保障法演習	2			
合計			64		22		※3

※1 「2016 年度カリキュラム」は、平成 31 年度（2019 年度）の入学者に適用される。

※2 選択必修科目から 4 単位以上の履修が必要。

※3 全体として 68 単位以上の履修が必要。

新旧カリキュラム対照表

学年	2023 年度カリキュラム ※1		2020 年度カリキュラム ※2		2016 年度カリキュラム ※3		備考
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	
1 年	民法総則・物権法	4	民法総則・物権法	4	民法総則 ※5	2	2016 年度カリキュラムの 2 科目を 2020 年度カリキュラムの 1 科目に統合する
					物権法 ※5	2	
2 年	刑法Ⅰ	4	刑法Ⅰ	4	刑法Ⅰ	4	変更なし
	基礎演習	4	基礎演習	4	基礎演習Ⅰ	4	2020 年度カリキュラムで名称のみ変更
	憲法	4	憲法	4	憲法	4	変更なし
	契約法Ⅰ	4	契約法Ⅰ	4	契約法Ⅰ	2	2016 年度カリキュラムの 2 科目を 2020 年度カリキュラムの 1 科目に統合する
					契約法Ⅲ	2	
	刑法Ⅱ	2	刑法Ⅱ	2	刑法Ⅱ	2	変更なし
	民事訴訟法Ⅰ	2	民事訴訟法Ⅰ	2	民事訴訟法	2	2020 年度カリキュラムで名称のみ変更
	刑事訴訟法	4	刑事訴訟法	4	刑事訴訟法	4	変更なし
	統治機構論	2	統治機構論	2	統治機構論	2	変更なし
	契約法Ⅱ	2	契約法Ⅱ	2	契約法Ⅱ	2	変更なし
	不法行為法	2	不法行為法	2	不法行為法	2	変更なし
	行政法	4	行政法	4	行政法	4	変更なし
	民事訴訟法Ⅱ	2	民事訴訟法Ⅱ	2			2020 年度カリキュラムで新設
	民事執行・保全法	2	民事執行・保全法	2	民事執行・保全法	2	変更なし
	現代法務Ⅰ ※4	2	現代法務	2	現代法務	2	2023 年度カリキュラムで名称のみ変更
	現代法務Ⅱ ※4	2	行政実務	2	行政実務	2	2023 年度カリキュラムで名称のみ変更
3 年	必修科目						
	契約法務実習	2	契約法務実習	2	契約法務実習	2	変更なし
	捜査法務実習	2	捜査法務実習	2	捜査法務実習	2	変更なし
	会社法Ⅰ	4	会社法Ⅰ	4	会社法Ⅰ	4	変更なし
	親族・相続法	2	親族・相続法	2	親族・相続法	2	変更なし
	行政救済法	2	行政救済法	2	行政救済法	2	変更なし
	担保法	2	担保法	2	担保法	2	変更なし
	会社法Ⅱ	2	会社法Ⅱ	2	会社法Ⅱ	2	変更なし
	企業取引法	2	企業取引法	2	企業取引法	2	変更なし
	裁判法務実習	2	裁判法務実習	2	裁判法務実習	2	変更なし
	選択必修科目						
	発展演習*	4	発展演習 A	4	基礎演習Ⅱ	4	2020 年度カリキュラムで名称のみ変更 2023 年度カリキュラムで名称のみ変更
					民事訴訟法演習	2	2016 年度カリキュラムの 2 科目を 2020 年度カリキュラムの 1 科目に統合する 2023 年度カリキュラムで名称のみ変更
	発展演習*	4	発展演習 A	4	倒産法演習	2	
					労働法演習	2	2016 年度カリキュラムの 2 科目を 2020 年度カリキュラムの 1 科目に統合する 2023 年度カリキュラムで名称のみ変更
	発展演習*	4	発展演習 A	4	社会保障法演習	2	
					環境法演習Ⅰ	2	2016 年度カリキュラムの 2 科目を 2020 年度カリキュラムの 1 科目に統合する 2023 年度カリキュラムで名称のみ変更
	発展演習*	4	発展演習 A	4	環境法演習Ⅱ	2	
					租税法演習	2	2020 年度カリキュラムで名称を変更し、4 単位化する 2023 年度カリキュラムで名称のみ変更
	発展演習*	2	発展演習 B	2	刑事訴訟法演習Ⅰ	2	2020 年度カリキュラムで名称のみ変更 2023 年度カリキュラムで名称のみ変更
	発展演習*	2	発展演習 B	2	行政法演習	2	2020 年度カリキュラムで名称のみ変更 2023 年度カリキュラムで名称のみ変更
	法曹への道Ⅰ	2					2023 年度カリキュラムで新設
	法曹への道Ⅱ	2					2023 年度カリキュラムで新設

※1 「2023 年度カリキュラム」は、令和 5 年度（2023 年度）以降の入学者に適用される。

※2 「2020 年度カリキュラム」は、令和 2 年度から令和 4 年度の入学者に適用される。

※3 「2016 年度カリキュラム」は、平成 31 年度（2019 年度）の入学者に適用される。

※4 現代法務Ⅰ・Ⅱは、隔年開講。

※5 これらの科目は、平成 31 年度（2019 年度）の入学者向けに開講済であり、法曹コースに所属する予定の者は履修済である。

別紙2 乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評語 注1	略記号	評価点数	G P	評価内容基準 注2
秀	S	90-100	4	授業の到達目標の水準から見て卓越している
優	A	80-89	3.33	授業の到達目標の水準よりかなり上にある
良	B	70-79	2.67	授業の到達目標の水準よりやや上にある
可	C	60-69	2	授業の到達目標の水準にある
不可	D	50-59	1	授業の到達目標の水準よりやや下にある
	F	0-49	0	授業の到達目標の水準にない

< G P A の算出方法 >

$$G P A = \frac{\text{〔履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目の G P〕 の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数（不可(D・F)を含む、履修取消した授業は除く）合計}}$$

注1：本法曹コースにおいては、良以上の評価を得た場合を合格とする。ただし、乙の卒業要件においては、可以上を合格として単位を認定する。

注2：それぞれの授業の到達目標は、シラバスに記載される。

別紙3 乙の法曹コース（「法曹養成プログラム」）を履修する学生を対象とする早期卒業制度

1 年間の履修条件（キャップ）の上限を超えて科目の履修を認める場合の要件

乙の経法学部総合法律学科の教育課程においては、履修登録できる上限単位数は、共通教育科目と専門科目の合計で44単位とされているところ、以下の要件を満たす場合には、該当する学生の年度当初の申請により、その上限単位数は54単位に緩和される。

- ・ 乙の経法学部総合法律学科の教育課程における前年度の修得単位数が30単位以上で、前年度の全体GPAが3.0以上であること。

2 早期卒業を認定する要件

(1) 法曹養成プログラムの履修

〔履修要件〕

乙の経法学部総合法律学科に1年以上在籍した学生は、以下の要件をすべて満たす場合には、年度当初に所定の履修申込書を提出することにより、法曹養成プログラムを履修することができる。

- 一 乙の経法学部総合法律学科の教育課程における前年度の修得単位数が30単位以上であること。
- 二 乙の経法学部総合法律学科の教育課程における前年度の全体GPAが3.0以上であること。
- 三 「民法総則・物権法」（ただし、平成31年度入学者については「民法総則」及び「物権法」）、「刑法I」をいずれも良以上の成績で修得済であること。

〔定員〕10名（甲以外の連携法科大学院の法曹養成プログラム分を含む）

定員を超える申込みがあった場合には、乙の教育課程における前年度の全体GPAに「民法総則・物権法」（ただし、平成31年度入学者については「民法総則」及び「物権法」）、「刑法I」のGPAを加算した数値をもって選考する。

〔修了要件〕

- 一 法曹養成プログラムで修得した単位をすべて良以上の成績で修得していること。
- 二 法曹養成プログラムで修得した単位のGPAが3.33以上であること。
- 三 連携法第6条1項に基づいて信州大学が法曹養成連携協定を締結した大学が実施した同条第2項第5号の入学者選抜に合格していること。

(2) 早期卒業の認定要件

乙の総合法律学科に3年以上在籍した学生は、以下の要件をすべて満たす場合には、3年次の年度当初に所定の早期卒業申請書を提出することにより、乙の教授会の議を経て早期卒業が認められる。ただし、3年次の2月末までに早期卒業の申請を撤回することができる。

- 一 乙の経法学部総合法律学科の教育課程において卒業に必要な所定の単位を修得して

いること。

- 二 乙の経法学部総合法律学科の教育課程における全体G P Aが3. 0 以上であること。
- 三 法曹養成プログラムを修了していること。

別紙4 乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

法曹コース修了（早期卒業）予定者特別入試（5年一貫型教育選抜）

募集人員 45名

（ただし、大都市圏以外の地域での大学学部法曹養成教育との連携を図るための地方枠として4名を含む。地方枠とは、11大都市圏（札幌、仙台、関東、新潟、静岡・浜松、中京、近畿、岡山、広島、北九州・福岡、熊本）以外の地域に加えて、大都市圏であっても、当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域（新潟、静岡・浜松、熊本）にある連携大学から、学部教育と一貫した法曹教育を継続・完成するために法科大学院への進学を45名の内に枠として設ける趣旨である。）

対象者 協定関係にある大学法学部3年次の法曹コースに在籍し、同法学部を、翌年3月31日までに早期卒業する見込みでかつ法曹コースも修了する見込みの者、または、同法学部4年次に在籍し、同法学部を、翌年3月31日までに卒業する見込みで、かつ、すでに法曹コースを修了したか、または、翌年3月31日までに法曹コースを修了する見込みの者

出願要件 3年次進学段階で早期卒業の申請要件を満たすこと（卒業見込者要件）。
乙の法曹コースに開設される1年次及び2年次必修科目の単位を修得するとともに、そのGPAが3.0以上であることを目安とする。

合否判定の方法 志願者報告書
法曹コースの成績
3年次春学期の法曹コース必修科目授業担当者の所見

※ 会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法については、入学試験では評価の対象とすることができないため、当該科目の既修者認定を受けるためには、法曹コースの当該科目についてGPA3.0以上の成績を取得する必要がある（一定水準を満たさない科目については、入学後に法科大学院1年次科目を履修すべきものとする）。

法曹コース修了予定者特別入試（開放型特別選抜）

募集人員 45名

対象者 大学法学部の3年生で法曹コースに在籍し、同法学部を、翌年3月31日までに早期卒業する見込みの者

出願要件 大学法学部の法曹コースに開設される1年次及び2年次必修科目の単位を修得すること。

合否判定の方法 志願者報告書
法曹コースの成績

憲法・刑法・民法の法律科目の論文式試験

※ 会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法については、入学試験では評価の対象とすることができないため、当該科目の既修者認定を受けるためには、翌年３月に実施予定のこれらの科目の既修者認定試験に合格する必要がある（一定水準を満たさない科目については、入学後に法科大学院１年次科目を履修すべきものとする）。